

通い容器に関する免税手続の簡素化



Authorized
Economic
Operator
Program

1. 免税手続の簡素化の対象となる通い容器

☆ 次の①及び②の両方の条件を満たす通い容器

- ① 輸入者がAEO輸入者かつ輸出者がAEO輸出者であること
- ② AEO輸入者が通い容器の輸出入状況を自主管理

※ 通い容器: 関税定率法施行令第15条第2号、第32条第1号及び第33条第2号に規定するリターナブルパレット等の輸出入貨物の運送のために反復して使用される容器

2. 免税手続の簡素化の内容

☆ 日本から輸出した通い容器を再輸入する場合(関税定率法第14条第11号関連)

- ① 輸出時における次の手続が全て不要
 - ・ 帳簿等の関係資料の事前提出
 - ・ 輸出申告書への材質等の記載
- ② 再輸入時における次の手続が不要
 - ・ 輸出許可書等の提示

☆ 外国から輸入した通い容器を再輸出する場合(関税定率法第17条第1項第2号及び第3号関連)

- ① 輸入時における次の手続が全て不要
 - ・ 「再輸出貨物減免税明細書」の提出
 - ・ (特例申告制度を利用する場合) 引取申告書への免税を受けようとする旨の記載
- ② 再輸出時における次の手続が不要
 - ・ 輸入許可書等の提出及び「再輸出減免税貨物の輸出の届出書」の提出

3. 実施日 ☆ 令和4年4月1日(金)

※ 同日から対象が拡大され、輸出入双方のAEO承認を受けている同一の者である必要はなく、特例申告制度を利用する場合に限定されません。

「関税減免税条項符号コード」や「内国消費税等減免税コード」を新設等しておりますので、免税手続の簡素化を利用する際、ご確認の上、入力をお願いします。詳しくはNACCS掲示板をご確認ください。